

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

【意見公募対象一覧】

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項	命令等の案
(1) 特性試験の試験方法を定める件（平成16年総務省告示第88号）の一部を改正する件（告示）	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）別表第一号一(3)	別添 1
(2) 電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件（令和5年総務省告示第74号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）新規則第10条の2	別添 2

○ 総務省告示第 号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 発

別表第三十五 証明規則第2条第1項第12号に掲げる無線設備の試験方法

一 一般事項

[1・2 略]

3 試験周波数と試験項目

終段部の入出力側に高・低調波防止用フィルタを挿入している申請設備における試験周波数の数は、原則として次のとおりとする。

(1) 試験周波数の数

証明を希望する周波数帯幅	試験周波数	証明に係る周波数帯
1 MHz以下	1 波	1,800kHz～1,875kHz、1,907.5kHz～1,912.5kHz、 3,500kHz～3,580kHz、3,599kHz～3,612kHz、3,662kHz～ 3,687kHz、3,702kHz～3,716kHz、3,745kHz～3,770kHz、 3,791kHz～3,805kHz、4,630kHz、7,000kHz～7,200kHz、 10,100kHz～10,150kHz、14,000kHz～14,350kHz、 18,068kHz～18,168kHz、21,000kHz～21,450kHz、 24,890kHz～24,990kHz
1 MHzを超え 2 MHz以下	2 波	28MHz～29.7MHz、144MHz～146MHz
2 MHzを超えるもの	3 波 (注)	50MHz～54MHz、430MHz～440MHz、1,260MHz～1,300MHz、 2,400MHz～2,450MHz、5,650MHz～5,850MHz、10GHz～ 10.25GHz、10.45GHz～10.5GHz

注 試験機器の発射可能周波数が3波以下の場合は、全ての周波数で測定する。

[(2) 略]

[表略]

[注1 略]

注2 上限の周波数は、各周波数帯において、試験機器の発射可能な周波数のうち、最も高い周波数(ただし、証明を希望する周波数帯の上端の周波数から、証明を希望する電波の型式の最大の占有周波数帯幅の許容値の1/2以上の周波数を減じたもの)とする。

注3 下限の周波数は、各周波数帯において、試験機器の発射可能な周波数のうち、最も低い周波数(ただし、証明を希望する周波数帯の下端の周波数に、証明を希望する電波の

改 正 補

別表第三十五 [同左]

一 [同左]

[1・2 同左]

3 [同左]

[同左]

(1) [同左]

証明を希望する周波数帯幅	試験周波数	証明に係る周波数帯
1 MHz以下	1 波	1.9MHz、3.5MHz、3.8MHz、7MHz、10MHz、 14MHz、18MHz、21MHz、24MHz
1 MHzを超え2 MHz以下	2 波	28MHz、144MHz
2 MHzを超え50MHz以下	3 波	50MHz、430MHz、1,200MHz、2,400MHz

(注) 証明を希望する周波数帯幅が50MHzを超えるものは別に定める。

[(2) 同左]

[表同左]

[注1 同左]

注2 上限周波数は、証明を希望する周波数帯の上端の周波数から60kHzの周波数を減じた周波数とする。

注3 下限周波数は、証明を希望する周波数帯の下端の周波数に60kHzの周波数を加えた周波数とする。

型式の最大の占有周波数帯幅の許容値の1/2以上の周波数を加えたものとする。

[4・5 略]

6 その他

[(1)・(2) 略]

(3) 本試験方法は以下の周波数、電波の型式の無線設備に適用する。

ア 周波数範囲 1,800kHz～10.5GHz

イ A1A、A2A、A2B、A2D、A3E、F1B、F1E、F1D、F2A、F2B、F2D、F3E、F3F、F7W、F8W、J3E、G1B、G1D、G1E

[ウ 略]

[(4) 略]

[二・三 略]

四 占有周波数帯幅(1)

[1 略]

2 測定器の条件等

[(1)～(3) 略]

(4)スペクトル分析器は、その設定を次のようにする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の2～3.5倍
分解能帯域幅	占有周波数帯幅の3%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	擬似音声信号による変調のとき5～10回。ただし、スペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない
検波モード	<u>サンプル又はRMS</u>

[(5) 略]

[3～5 略]

別表 各電波の型式の変調条件

[略]

[4・5 同左]

6 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 本試験方法は以下の周波数、電波型式の無線設備に適用する。

ア 周波数範囲 1,800kHz～2,450MHz

イ A1A、A2A、A2B、A2D、A3E、J3E、F1B、F1D、F7W、G1B、G1D、F2A、F2B、F2D、F3E、F1E、G1E

[ウ 同左]

[(4) 同左]

[二・三 同左]

四 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4)スペクトル分析器は、その設定を次のようにする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の2～3.5倍
分解能帯域幅	占有周波数帯幅の3%以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	擬似音声信号による変調のとき5～10回。ただし、スペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない
検波モード	<u>サンプル</u>

[(5) 同左]

[3～5 同左]

別表 各電波型式の変調条件

[同左]

電波の型式	変調条件	変調信号源	標準変調度又は基準周波数偏移 (位)	占有周波数帯幅測定時の変調入力
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
F3E、F1E、G1E 1, 260MHz以上の無線設備		擬似音声	通常の使用状態とする	最高変調周波数 (工事設計書に記載される値) 最大周波数偏移 (工事設計書に記載される値) となるレベル
F3F、F8W 1, 260MHz以上の無線設備		内蔵又は専用の外付信号源	通常の使用状態とする	外部入力はT T L又はR S-232C レベル又は通常の使用状態と同等とする。

五 占有周波数帯幅(2)

[1 略]

2 測定器の条件等

[(1)・(2) 略]

(3) スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数 試験周波数

掃引周波数幅 技術基準の3倍

分解能帯域幅 技術基準の3%以下

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

Y軸スケール 10dB/Div

入力レベル 搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと

データ点数 400点以上

振幅平均処理回数 擬似音声変調のとき5~10回

検波モード サンプル又はRMS

[(4) 略]

[3~5 略]

[六~九 略]

十 副次的に発する電波等の限度

[1 略]

電波型式	変調条件	変調信号源	標準変調度又は基準周波数偏移 (位)	占有周波数帯幅測定時の変調入力
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
F3E、F1E、G1E 1, 260MHz以上の無線設備				最高変調周波数 (工事設計書に記載される値) 最大周波数偏移 (工事設計書に記載される値) となるレベル

五 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数 試験周波数

掃引周波数幅 技術基準の3倍

分解能帯域幅 技術基準の3%以下

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

Y軸スケール 10dB/Div

入力レベル 搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと

データ点数 400点以上

振幅平均処理回数 擬似音声変調のとき5~10回

検波モード サンプル

[(4) 同左]

[3~5 同左]

[六~九 同左]

十 [同左]

[1 同左]

2 測定器の条件等

[(1) 略]

(2) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数 探索された副次発射周波数

掃引周波数幅 0 Hz

分解能帯域幅 30MHz未満では10kHz、30MHz以上 1 GHz未満では100kHz、1 GHz以上では
1 MHz

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

掃引時間 測定精度が保証される最小時間

Y軸スケール 10dB/Div

データ点数 400点以上

掃引モード 単掃引

検波モード サンプル又はRMS

[3～6 略]

2 [同左]

[(1) 同左]

(2) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数 探索された副次発射周波数

掃引周波数幅 0 Hz

分解能帯域幅 30MHz未満では10kHz、30MHz以上 1 GHz未満では100kHz、1 GHz以上では
1 MHz

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

掃引時間 測定精度が保証される最小時間

Y軸スケール 10dB/Div

データ点数 400点以上

掃引モード 単掃引

検波モード サンプル

[3～6 同左]

備考 表中の [] の記号は対応しない。

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十条の二の規定に基づき、令和五年総務省告示第七十四号（電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）		[同左]	
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
[1～3 略]		[1～3 同左]	
4 送信機の部品に係る工事設計（1の項から3の項までに掲げるものを除く。）	<p>当該部品について改める場合又はこれを追加する場合であって、次のいずれかに該当するときに限る。</p> <p>1 <u>空中線電力200ワット</u>以下の送信機の部品の工事設計であって、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けたとき</p> <p>[2 略]</p>	4 送信機の部品に係る工事設計（1の項から3の項までに掲げるものを除く。）	<p>当該部品について改める場合又はこれを追加する場合であって、次のいずれかに該当するときに限る。</p> <p>1 <u>200ワット</u>以下の送信機の部品の工事設計であって、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けたとき</p> <p>[2 同左]</p>
[5 略]		[5 同左]	
[注 略]		[注 同左]	
備考 表中の [] の記載は注記による。			

附 則

この告示は、令和五年九月二十五日から施行する。